

別紙【産学連携表示の事例説明】

- (1) 研究成果に基づく以下のような事実表示であること。
- ① 研究成果の事実  
「〇〇の〇〇について解析できたことは、九州大学大学院〇〇研究院〇〇研究室（〇〇教授）との共同研究の成果である」  
「九州大学大学院〇〇研究院〇〇研究室（〇〇教授）の実験・分析において、〇〇〇という結果が得られている」
  - ② 研究成果にかかる知的財産権の権利化の事実  
「特許共同出願中、特許出願番号〇〇号 出願人：国立大学法人九州大学、（株）〇〇」

※下記のような共同研究等実施の事実のみの表示を希望する場合であっても、産学連携表示である場合、本学の関与が下記（2）のように誤認される可能性があります。申請の要否について迷われる場合は、**暫定版で結構ですので申請書類をご準備のうえ産学官連携推進課あて**ご相談願います。

「〇〇〇に関して、九州大学大学院〇〇研究院〇〇研究室（〇〇教授）と共同研究を実施している」

- (2) 商品等の販売や品質保証等に本学の関与が誤認されないよう、以下のような表示は行わないこと。
- ① 「九州大学大学院〇〇研究室の〇〇教授 推薦・推奨商品」
  - ② 「九州大学との共同研究で〇〇の効能が証明されました。」等カタログ等に記載される研究成果により商品等の品質や効能を保証するような表示
  - ③ 産学連携表示と当該企業名や商品名の表示とを比較した場合、明らかに産学連携表示の大きさや表現が過大となっている表示

- (3) 産学連携表示における本学の名称とは、次に掲げるもの又はこれらに類似するものが含まれる表記をいう。

国立大学法人九州大学、九州大学、九州大、九大、KYUSHU UNIVERSITY

なお、本学および本学職員が「特定の製品を推奨する」「当該企業と産学連携表示以外での関係がある」などの誤解を与えかねないよう、以下の表示は行わないこと。

- ① 本学職員の顔写真、イラストや映像

また、以下の表示については、同様の理由で避けること。

- ② 本学のロゴマーク、キャンパスの写真
- ③ 上記②のほか、明らかに本学が想定される名称や記号等

- (4) 産学連携表示における関係法令は次に掲げるものとし、その内容は以下によること。
- 製造物責任法、薬機法、不当景品類及び不当表示防止法、健康増進法、不正競争防止法
- ・ 上記法令に抵触しない表示とすること
  - ・ 特に、本学に製造物責任が及ばないこと  
「九州大学との共同開発」「九州大学と開発した」等、大学が製品開発に関わったと捉えられかねない表現は避け、「九州大学との研究シーズ（成果）を基に〇〇社が開発」などの表現とすること

※本学と共同プレスリリースを行う場合は、九州大学の研究成果に係る名称使用に関する許可申請の手続きを省略することができます。ただし、九州大学の研究成果に係る名称使用に関する取扱いについて（令和6年1月31日総長裁定）、申請書に記載の遵守事項、及び別紙【産学連携表示の事例説明】を熟読のうえ、商品等の開発、販売や品質保証等に本学の関与が誤認されないよう留意願います。